

平成19年4月から

# 市町村連合会が 共済年金を支払います

市町村の共済組合の長期給付事業  
(年金業務)の一元的处理について

年金財政を長期的に安定させ将来にわたって安定的に年金を支給すること、事務の効率化や組合員・年金受給権者のみなさまへのサービス向上をはかることなどを目的として、平成16年6月に法律改正がおこなわれ、平成19年4月から、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」と略します。)に市町村職員共済組合および都市職員共済組合(以下「構成組合」と略します。)の長期給付事業(年金業務)を集約し、一元的に処理することとなりました。

これにより、平成19年4月からは、構成組合にかわって、市町村連合会が共済年金の決定・支払いをおこなうこととなります。

ただし、年金の請求や各種届出などの手続きについては、組合員・年金受給権者のみなさまの利便性や身近なサービスなどを考慮し、今までどおり、退職時に所属していた構成組合においておこなっていただくこととしています。

現在、市町村連合会および構成組合では、平成19年4月からの長期給付事業(年金業務)の一元的处理にむけた準備作業をおこなっています。

## 現行

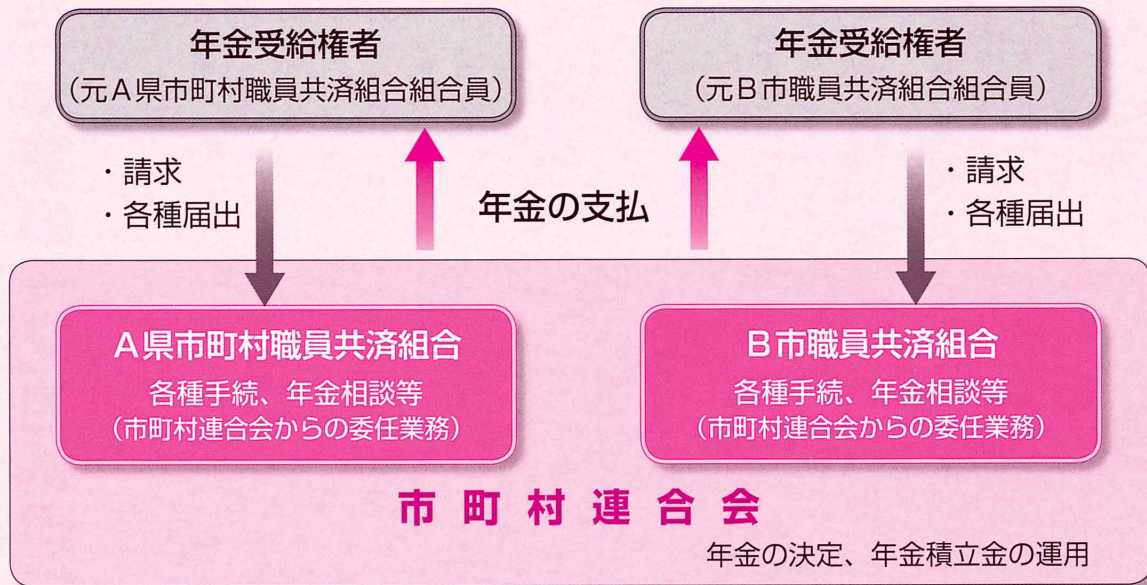
現在は、55の構成組合がそれぞれ長期給付事業(年金業務)をおこなっています。



## 平成19年4月から

構成組合の長期給付事業（年金業務）を市町村連合会に集約し、一元的に処理しますので、平成19年4月からは、構成組合にかわって、市町村連合会が共済年金の決定・支払いをおこなうこととなります。

ただし、年金の請求や各種届出などの手続きについては、組合員・年金受給権者のみなさまの利便性や身近なサービスなどを考慮し、今までどおり、退職時に所属していた構成組合においておこなっていただくこととしています。



## 市町村連合会が長期給付事業を

### 一元的に処理する目的

**1** 年金財政を長期的に安定させるとともに、効率的な資金運用をおこなう

構成組合の財源をひとつにすることにより構成組合の財政的不安がなくなることも、市町村連合会が年金積立金の管理・運用を一元的にこなうことにより、資金の安全な運用および効率的な運用の強化をはかります。あわせて、財政がきびしい構成組合の福祉事業における組合員への貸付資金の不足にたいする不安を解消します。

**2** 時代の要請に的確に対応するとともに、事務処理の効率化・円滑化をはかる

膨大な資金や情報をとりあつかっていることから、個人情報等の適切な管理や法令の遵守等にかんして時代の要請に的確に対応するべく、市町村連合会が一定のルールをさだめ、構成組合にたいして事前・事後の関与をおこなうことなどにより、事務リスクや運用リスク等のさまざまなリスクにたいして適切な管理をおこないます。

また、事務処理の集約化や標準化・統一化により、送金事務や年金保険者間の情報交換事務等、事務処理の効率化・円滑化をはかります。

**3** 年金受給権者や組合員等にたいするサービス向上をはかる  
とともに、共済制度にたいする理解や信頼の向上をはかる

年金受給権者や組合員の権利・利益を保護し、年金資金の受託者としての責任をはたすため、積極的な情報提供等によるサービス向上をはかるとともに、運営の透明性を高めることなどにより説明責任をはたし、共済制度にたいする理解や信頼の向上をはかります。

# 長期給付事業の二元的処理に関するQ&A



**Q** 長期給付事業の二元的処理とは何ですか？

**A** 構成組合がそれぞれ行っている長期給付事業（年金業務）を、平成19年4月より市町村連合会に集約することを長期給付事業の「二元的処理」といいます。

なお、平成19年4月から、年金の決定・支払いは市町村連合会がおこないますが、各種手続業務や年金相談業務等の業務は、当面、構成組合にゆだねることとしているため、これらの業務は引き続き構成組合でおこないます。

**Q** 長期給付事業の二元的処理で何が変わるのですか？

**A** ①年金の支払いは市町村連合会が行います。

年金受給権者の皆様へ支給されている年金は、現在、構成組合から支払われていますが、平成19年4月からは、市町村連合会が支払います。

②年金財政を長期的に安定させることができます。

現在、構成組合がそれぞれ積立金の管理・運用をおこなっていますが、平成19年4月からは、これらの積立金を市町村連合会に統合し、一元的に管理・運用することになります。

これによって、年金財政を安定させることができ、より効率的な資金運用も可能になることから、将来にわたって安定的に年金の支給をおこなうことができるようになります。

③年金受給権者及び組合員の皆様へのサービス向上を図ります。

長期給付事業を一元的に処理することによって、効率的な事務処理をおこない、全国どこの構成組合においても相談に対応できるようにするなど年金相談体制の充実をはかり、組合員・年金受給権者のみなさまへより多くの情報提供をおこなうなど、組合員・年金受給権者のみなさまへの、より一層のサービス向上をはかります。

**Q** 市町村連合会を構成する共済組合とは？

**A** 市町村連合会を構成する共済組合は、平成17年12月現在で、市町村職

員共済組合（47組合）と都市職員共済組合（8組合）の55組合です。

**Q** 一元的处理によって年金の支給額や支払日は変わるのですか？

**A** 一元的处理によって、今現在年金を受け取られている年金受給権者のみなさまの年金の支給額や支払日が変わることはありません。

**Q** 請求書や届出書等の提出先や年金相談の受付窓口は変わるのでしょうか？

**A** 一元的处理によって、請求書や届出書等は市町村連合会あてになります。が、組合員・年金受給権者のみなさまの利便性や身近なサービスなどを考慮し、請求書や届出書等は、今までどおり、退職時に所属していた構成組合に提出していただくこととなります。

年金に関する相談や問合せについても、今までどおり、構成組合で受け付けますが、全国どこの構成組合においても相談に対応できるようにするなど、年金相談体制の充実をはかっていきます。